



AA 通信

2013年(平成25年)1月1日 第 36 号

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー833号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ: <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

新たな年を迎え、皆さまとの変わらぬご縁に、心より感謝申し上げます。

本年も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。 2013年 元旦

☆☆☆ 通信ピックアップ ☆☆☆

～ 増税時代を迎え、何を考えますか? ～

今年昨年末の選挙と政権交代によって、例年12月中旬に示される「税制改正大綱」が未だ検討段階です。しかし、自民党政権でも増税路線に変更はありません。消費税は大々的に取り上げられましたので、皆さまの記憶にあると思いますが、所得税の復興増税は今年から導入されていますし、地球温暖化対策税は昨年10月から導入されています。また消費税が10%となる2015年10月には、相続税の増税が予定され、税金以外でも、社会保障やエネルギーに関連する負担増が予想されます。安倍首相はこうした負担を超える「強い経済を取り戻す」という政策を打ち出しています。こうした増税時代に何を考えれば良いのでしょうか。

まず、家を新築(購入)したい方はどうでしょうか。決して単純に購入を煽るつもりはありませんが、本気であれば遅くも3月までに発注すべきです。反面、迷っているなら諸費税の増税後にすべきだと考えます。TV地デジ化直前の家電量販店の様子を思い出して戴ければ解ると思いますが、増税直前には希望者が殺到します。しかし、現在の建設会社は需要のピークに合わせた人員や資材を確保していません。したがって、価格が上昇します。仮に8%や10%への増税前でも、それ以上

の価格上昇があれば結局負担は多くなり、しかも税金は社会に還元されます。実際に、被災地の方々だけでなく、皆さまも思うように進まない復興に苛立ちを感じていると思いますが、被災地では残念ながら建設費が高騰しています。首都圏より高く、漁港の加工施設の建屋が当初積算の1.5倍の工事費で施工されたとの報道もありました。

次に、相続を考える方はどうでしょうか。相続税は基礎控除が減り税率が上がります。既に導入された小規模宅地の特例の厳格化により、都市部に戸建を持つ方には相続税の可能性が高まりました。仮に、都心に5000万円評価の自宅(戸建)と1000万円の金融資産があり、相続人が子ども2人である場合、現行法では相続税の課税はありませんが、改正後は180万円の課税(予定)があります。持ち家の無い子どもが同居して、小規模宅地の特例を使うことで相続税を”0”にすることはできます。しかし、子どもの配偶者は同居を望んでいるのでしょうか? 同居しないきょうだいは同居をどう思うのでしょうか? 当社は180万円の節税より、そうした気持ちを優先します。巷では相続本の売れ行きがよいですが、相続対策は相続税対策とは違います。相続の全体像を把握(俯瞰)したうえで、優先順位を考えることが重要です。

新政権に期待した株価上昇もありますが、私達自らが考えて行動する時が来ていると思います。

☆☆☆ 通信コラム ☆☆☆

大晦日に次男と一緒に映画「レ・ミゼラブル」を観て参りました。原作は、ヴィクトル・ユゴーが1862年に発表した小説で、日本では「ああ無情」と題され、昨年が発表から150周年でした。妹の子どものためにパンをひとつ盗んだ主人公が、19年の牢獄生活から仮出獄するも世に受け入れられず、助けられた教会でも再び盗みを働き捕まります。しかし司教は主人公を兄弟と呼び許し、更に高価なものを忘れ物として彼に渡します。司教の真心に触れ愛に生きる道を得た主人公と、彼に係わる人々の波乱万丈の物語です。この「レ・ミゼラブル」はミュージカルの最高峰と言われ、1985年ロンドンの初演以来27年、日本でも1987年以来25年続いています。私はミュージカルの「レ・ミゼラブル」に感動し20回近く観ています。実はこれしかミュージカルを観た事はありません。映画はミュージカルを丸ごとスクリーン化したもので、帝劇の舞台で観た歌が同じように流れます。舞台も大迫力ですが、映画は人物の表情が大きく身近に伝わりますので、また特別な感情移入がありました。登場人物の苦悩と葛藤と愛に満ち溢れた映画は、明日への希望と、生きる力を与えてくれます。お勧めの映画です。是非、ご覧ください。

☆☆☆ ミニセミナーと無料相談会の開催について ☆☆☆ (株)アセット・アドバイザーでは、不動産や相続の問題事例を含むミニセミナーの中から、お客様の個別問題を確認する方法で、無料相談会を実施しています。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。第3水曜日の夜(午後6時以降)と、第3土曜日の日中(午前10時から午後4時迄)実施します。次回は1月16日と19日。ご予約のうえお越し下さい。

